

4 手当や年金は、支給されるのでしょうか？

手帳をお持ちの方及びその家族の方には、手帳の区分及び等級に応じ、手当や年金が支給される場合があります。

なお、一部の手当や年金は、支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。

①障害者の方へ

事業	内 容	対象者
特別障害者手当	<p>次のいずれかに該当する 20 歳以上の障害者（施設入所者及び長期入院者を除く。）に手当が支給されます。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。）</p> <p>①身体障害 1～2 級程度の障害を重複して有する方 ②身体障害 1～2 級程度の障害を有する方で、I Q20 以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方 ③身体障害 1～2 級程度の障害を有する方又は I Q20 以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害 3 級相当の障害を 2 つ以上有する方 ④身体障害 1～2 級程度の障害を有する方又は I Q20 以下の方もしくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p> <p><国制度分>月 28,840 円 <県制度分：国制度分に加算して支給> ・身体障害 1 級又は 2 級の障害を有し、療育手帳 I Q35 以下の方 月 6,850 円 ・身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又は療育手帳 I Q35 以下の方 月 1,050 円</p> <p><支給時期> 年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月） <問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課</p>	○20 歳以上の障害者
障害児福祉手当	<p>次のいずれかに該当する 20 歳未満の障害者（障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。）に手当が支給されます。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。）</p> <p>①身体障害 1 級（2 級の一部を含む。）程度の障害を有する方 ② I Q20 以下の方 ③上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p> <p><国制度分>月 15,690 円 <県制度分：国制度分に加算して支給> ・身体障害 1 級又は 2 級の障害を有し、療育手帳 I Q35 以下の方 月 6,900 円 ・身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又は療育手帳 I Q35 以下の方 月 1,150 円</p> <p><支給時期> 年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月） <問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課</p>	○20 歳未満の障害者
経過的福祉手当	<p>次のいずれかに該当する 20 歳以上の障害者（施設入所者を除く。）で、従来の福祉手当受給者であった方のうち、特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。</p> <p>①身体障害 1 級（2 級の一部を含む。）程度の障害を有する方 ② I Q20 以下の方 ③上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p> <p><国制度分>月 15,690 円 <県制度分：国制度分に加算して支給></p>	○20 歳以上の障害者 ※経過的措置のため、現在は新規認定は行っておりません。

事業	内容	対象者
経過的福祉手当 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害1級又は2級の障害を有し、療育手帳I Q35以下の方 月6,900円 ・身体障害1級又は2級の障害を有する方又は療育手帳I Q35以下の方 月1,150円 <p><支給時期> 年4回(2月、5月、8月、11月)</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課</p>	
在宅重度障害者 手当	<p>次のいずれかに該当する在宅の障害者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者及び施設入所者は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害1～2級で療育手帳I Q35以下の方 月15,500円 ②身体障害1～2級の方、療育手帳I Q35以下の方又は身体障害3級の障害を有し、療育手帳I Q50以下の方 月6,750円 <p>(②では、65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。)</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p> <p><支給時期> 年3回(4月、8月、12月)</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者 ○知的障害者
特別児童扶養手 当	<p>次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護、養育されている方に手当が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① I Q35以下程度若しくは身体障害1～2級程度の方又は、同程度の障害若しくは病状を有する方 月55,350円 ② I Q50以下程度若しくは身体障害3級(4級の一部含む。)程度の方又は、同程度の障害若しくは病状を有する方 月36,860円 <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p> <p><支給時期> 年3回(4月、8月、11月)</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課</p>	○20歳未満の障害児の父若しくは母又は養育者
児童扶養手当	<p>父又は母に重度の障害のある家庭、父又は母と生計を同じくしていない家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を育てている方に手当が支給されます。</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p> <p>月44,140～10,410円 (児童が2人以上いる場合は、2人目は月10,420円～5,210円、3人以降は1人につき月6,250円～3,130円加算)</p> <p><支給時期> 年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県児童家庭課</p>	○重度の障害のある父又は母がいる世帯
遺児手当	<p>父又は母に重度の障害のある家庭、父又は母と生計を同じくしていない家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方に手当が支給されます。</p> <p>○支給期間は、最大5年間です。</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p> <p>支給開始後1～3年目までは月4,350円、4～5年目は月2,175円</p> <p><支給時期> 年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県児童家庭課</p>	○重度の障害のある父又は母がいる世帯
障害基礎年金	<p>国民年金に加入している間に初診日がある疾病や負傷により一定の障害の状態になった方に年金が支給されます。</p> <p>■一部の方には所得制限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害福祉年金から移行した方 ②20歳に達する前に初診日のある傷病が原因で障害基礎年金を受けている方 <p>■併給制限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級の方(昭和31年4月2日以後生まれ)年1,020,000円+子の加算額(昭和31年4月1日以前生まれ)年1,017,125円+子の加算額 ・2級の方(昭和31年4月2日以後生まれ)年816,000円+子の加算額(昭和31年4月1日以前生まれ)年813,700円+子の加算額 <p>*等級は、障害者手帳と異なります。</p> <p><支給時期> 年6回(偶数月)</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場(国民年金担当課)、年金事務所</p>	○障害者

事業	内 容	対象者
障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある疾病や負傷により一定の障害の状態となった方に年金が支給されます。 ○1・2級は、国民年金の障害基礎年金と併せて支給されます。3級は、障害基礎年金は支給されません。 ■併給制限があります。	○障害者
	・1級の方 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額 ・2級の方 報酬比例の年金額×1.00+配偶者加給年金額 ・3級の方 (昭和31年4月2日以後生まれ) 報酬比例の年金額×1.00 (最低保障額：年612,000円) (昭和31年4月1日以前生まれ) 報酬比例の年金額×1.00 (最低保障額：年610,300円) *等級は、障害者手帳と異なります。	
	<支給時期> 年6回(偶数月)	
	<問い合わせ先> 年金事務所	
特別障害給付金	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方で、障害基礎年金1級または2級相当に該当する方に給付金が支給されます。 ■所得制限があります。■併給制限があります。	○障害者
	・障害基礎年金1級に該当する方 月額55,350円(2級の1.25倍) ・障害基礎年金2級に該当する方 月額44,280円 *等級は、障害者手帳と異なります。	
	<支給時期> 年6回(偶数月)	
	<問い合わせ先> 市区町村役場(国民年金担当課)、年金事務所	

②戦傷病者の方へ

事業	内 容	対象者
傷病恩給 (恩給法)	旧軍人、軍属で公務傷病により、特別項症から第5款症の障害を有している戦傷病者の方に恩給が支給されます。	○戦傷病者
	・増加恩給 年10,269,050円～1,903,000円 ・傷病年金 年1,731,500円～986,900円 ・傷病賜金(一時金) 6,252,400円～2,932,100円	
	<支給時期>年4回(4月、7月、10月、12月)、ただし傷病賜金は請求後	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	
特例傷病恩給 (恩給法)	旧軍人、軍属で昭和16年12月8日～昭和20年11月30日の間に、内地等において、勤務に関連した負傷又は発病により、特別項症から第5款症の障害を有している戦傷病者の方に恩給が支給されます。	○戦傷病者
	年7,894,660円～763,100円	
	<支給時期> 年4回(4月、7月、10月、12月)	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	
障害年金 (戦傷病者戦没者遺族等援護法)	恩給法による傷病恩給を受給できない旧軍人、軍属、準軍属で、公務傷病により、特別項症から第5款症の障害を有している戦傷病者の方に年金が支給されます。	○戦傷病者
	年10,269,100円～986,900円	
	<支給時期> 年4回(4月、7月、10月、12月)	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	
特例障害年金 (戦傷病者戦没者遺族等援護法)	恩給法による傷病恩給を受給できない旧軍人、軍属、準軍属で、昭和12年7月7日以後、内地等において、勤務に関連した負傷又は発病により、特別項症から第5款症の障害を有している戦傷病者の方に年金が支給されます。	○戦傷病者
	年7,894,700円～763,100円	
	<支給時期> 年4回(4月、7月、10月、12月)	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	

事業	内 容	対象者
葬祭費 (戦傷病者特別 援護法)	療養の給付等を受けていた戦傷病者が死亡した際、葬祭を行う遺族に対して葬祭費が支給されます。	○戦傷病者の遺族
	215,000 円	
	<支給時期> 請求後	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	
戦傷病者の療養 手当 (戦傷病者特別 援護法)	療養の給付等を受けている戦傷病者(傷病恩給等の受給者を除く。)が1年以上にわたって入院した場合、療養手当が支給されます。	○戦傷病者
	月 30,700 円	
	<支給時期> 請求後	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	

■ 手当・年金の併給制限

手当、年金制度においては、重複して手当等を受給できない場合があります。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①特別障害者手当		×	×	×	○	○	○	○	○	○
②障害児福祉手当			×	×	○	○	○	×	×	—
③経過的福祉手当				×	○	○	○	×	×	×
④在宅重度障害者手当					○	○	○	○	○	○
⑤特別児童扶養手当						○	○	△	△	—
⑥児童扶養手当							○	△	△	○
⑦遺児手当								×	×	○
⑧障害基礎年金									△	×
⑨障害厚生年金										×
⑩特別障害給付金										

※ ○は併給可、×は併給不可、△は一部併給不可の場合を表しています。

■ 所得制限

手当・年金制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金を受給することができない場合があります。

判定の対象となる所得が、アの所得制限額以上の場合(ただし、下線部の方については、所得制限額を超える場合)は、その年の手当・年金を受給することができません。

<手当・年金を受給することができない期間>

- ・児童扶養手当、遺児手当及び母子・父子家庭医療…その年の11月分から翌年10月分まで
- ・障害基礎年金及び特別障害給付金…その年の10月分から翌年9月分まで
- ・それ以外の手当…その年の8月分から翌年7月分まで

判定の対象となる所得＝前(々)年中の所得(イ)－各種所得控除(ウ)

※所得額や控除額については、詳しくは市区町村役場(税務担当課)でご確認ください。

ア 所得制限額（障害基礎年金について所得制限があるのは、一部の方のみです。）

（令和6年8月～令和7年7月）

区分		扶養親族数		0人	1人	2人	3人	4人目以降 の加算額
				円	円	円	円	円
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	受給資格者			3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000
	配偶者・扶養義務者			6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
特別児童扶養手当	受給資格者			4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000
	配偶者・扶養義務者			6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
児童扶養手当 (※1)	受給資格者	全部支給		490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	380,000
		一部支給停止		1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
	配偶者・扶養義務者			2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
障害基礎年金 特別障害給付金 (※2)	受給資格者	全部支給停止		4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	380,000
		1/2 支給停止		3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	380,000
遺児手当(※1)	受給資格者			1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
	配偶者・扶養義務者			2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
母子・父子家庭医療(※1)				1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
在宅重度障害者手 当	受給資格者			3,604,000				
	配偶者・扶養義務者			6,287,000				

※1：令和5年11月～令和6年10月

※2：令和6年10月～令和7年9月

* 受給資格者の所得で、扶養親族等に同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある場合は1人につき100,000円が、特定扶養親族等（特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る））がある場合は1人につき250,000円（※1のあるものについては、150,000円）が加算されます。（在宅重度障害者手当を除く。）

* 配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円が加算されます。（在宅重度障害者手当を除く。）

イ 前(々)年中の所得

所得額は、収入額とは異なります。

- * 特別障害者手当の受給資格者は、非課税の公的年金等も収入に含めて所得の計算をします。
- * 児童扶養手当、遺児手当の場合は、養育費も所得に含めます。
- * 譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

ウ 各種所得控除

在宅重度障害者手当は所得税・住民税の計算と同一です。その他の手当の控除額は所得税・住民税と異なりますが、概ね次のとおりとなります。

○障害者（特別障害者）控除……………1人につき270,000円（400,000円）

○寡婦・ひとり親控除……………270,000円・350,000円

- ・母子・父子家庭医療は控除しません。
- ・遺児手当は受給者が父または母の場合は控除しません。
- ・児童扶養手当は受給者が父または母の場合は控除しません。

○勤労学生控除……………270,000円

○雑損・医療費・小規模企業共済控除……………控除相当額

○社会保険料控除

- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、障害基礎年金、特別障害給付金の本人所得の場合……………控除相当額
- ・その他の場合……………80,000円（保険料相当額）

* 各種控除に関して、添付書類が必要な場合があります。